

事務連絡
平成25年11月11日

各地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

磁場によるナビゲーションシステムを用いた心筋焼灼術、体外衝撃波碎石破碎術及びバルーン拡張型人工生体弁セットの届出について

標記の届出については、平成25年10月21日付医療課事務連絡によりその取扱いを周知していたところですが、今般、下記のとおりと致しますので、その取扱いに遺漏なきよう宜しくお願い致します。

記

磁場によるナビゲーションシステムを用いた心筋焼灼術、体外衝撃波碎石破碎術及びバルーン拡張型人工生体弁セットの届出については、平成25年10月21日付医療課事務連絡の3に関わらず、平成25年10月1日に遡って算定を可能とすること。なお、この取扱いは、平成25年11月15日までに届出が受理されたものに限ること。